

十勝圏複合事務組合議会運営に関する規則

〔 昭和45年1月30日
議会規則第1号 〕

改正の沿革 平成元年議会規則第1号

(趣旨)

第1条 十勝圏複合事務組合議会（以下「議会」という。）の運営については、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 議会の会議規則、傍聴規則については帯広市議会の次の規則を準用する。

(1) 帯広市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）

(2) 帯広市議会傍聴規則（昭和44年議会規則第2号）

附 則（昭和45年1月30日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。